

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の意見公募の結果について

令和3年3月26日
内閣官房内閣人事局
サービス・勤務時間係

標記について、令和3年1月28日から令和3年2月26日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を取りまとめましたので、次のとおり報告いたします。

※他に本意見募集とは直接関係のない御意見（3件）がありました。

なお、本政令については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布され、令和3年4月1日に施行されます。

NO.	意見提出者	御意見の概要／ご意見に対する当局の考え方		提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	御意見の概要	<p>そもそも宣誓書などというあんな無意味なもの、なくせばいいと思っています。倫理観の高い人は、あんなもの提出しなくてもすでに心の中で宣誓しているようなものですし、そうでない人は、あんな紙切れ一枚出したところで何ら変わらないからです。もちろん、サービスの宣誓をなくすには法改正が必要ですが。</p> <p>今回宣誓書を簡略化することですが、紙で出す必要がありますか？ 口頭でいいのではないのでしょうか。ひとこと、「宣誓します」だけで。こんな無駄な書類を保管しておく労力が無駄です。</p> <p>ともかく、政令が改正されたとして、国家公務員はこうしました的な感じで、地方自治体にも内容が伝わるようにして頂ければと思います。ご存知の通り、地方公務員のサービスの宣誓については、条例で定めることとされているので。</p>	無
		当局の考え方	<p>御意見ありがとうございます。本政令は一般職国家公務員を対象としたものであり、地方公務員は地方公務員法第31条に基づき、条例により宣誓を行うこととされていると承知しておりますが、政令の改正内容については同法所管の総務省にも共有してまいります。</p>	
2	個人	御意見の概要	<p>簡素化することについては、問題がないが、提出にあたり署名の文言がなく、本人の意思確認の問題があると思う。提出宣誓書には、署名を必須とし、担保として、マイナンバーの記載を</p>	無

			義務付けてはどうだろうか。今般の政令の改正にその旨記載できない場合は、運用なり、基準なりに定め、事務的処理を行うようにすべきと考えます。ゆくゆくは、電子署名として、マイナンバーカードの電子署名などを活用する方向で検討をお願いします。基本に立ち返り、この政令による宣誓とは、国家公務員としての自覚を持ち、崇高な使命感から職務に勤しむことであるから、単なる提出物ではなく、今後の自身の意気込みを行うとのことを踏まえ、改正されることを望みます。	
		当局の考え方	御意見ありがとうございます。宣誓にあたっては「別記様式」に宣誓者の氏名を記載して提出することとしております。宣誓は、新たに職員となった者に、全体の奉仕者であること等を自覚させるために行うものであり、改正後もその趣旨を踏まえて実施されることが重要と考えております。	
3	個人	御意見の概要	<p>まあ、国家公務員のサービスの宣誓については、全て行ってから職務に入るものという認識であるし、一般的な申請・届出の様な書類の提出とは質を異にするものであるという認識であるのであるが（なので、本件については、一般的な申請・届出についての扱いと質を異にするし、それらの参考にもなりはしない。）、また、内容について定まっているものであって偽造・変造の余地があまり無いものであるが、よって、公務員の宣誓の意思確認については、この様な簡略化をする事について、一応、特段に反対は無い。</p> <p>（ただし、デジタルでの手続の一般的な事として、またデジタルでの手続のチュートリアル的な、導入的な役割を果たす事を目的として兼ねるために、電子署名について用いるとする事は、望ましいものであるのではないかと、という意見を行っておく。デジタルでの手続の際においては、電子署名があると望ましいものであるが（アメリカにおいても大統領がその様なデモンストレーションを行っていた事があったかと思われるが。）、それについてはあった方が望ましいと意見を行っておく。）</p> <p>なお、これは、国家公務員のサービスの宣誓について限定的に述べているのであって、例えば、予算の請求手続や会計手続（これらは、刑事組織が、他所の印鑑なども偽造して、不正を大規模全国的に行っていた事などもあったものであるが。）、他各種の法的手続などについては質を異にするものである事について、留意されたい。</p> <p>それらについては、公務所又は公務員の印象又は署名は、必ず存在すべきものである。（電子署名でもよいが。）</p> <p>刑法等の法令により、手続においての公正性が担保される様な手続方式が、一般的に望ましい事を述べておく。意見は以上である。</p>	無
		当局の考え方	御意見ありがとうございます。本改正に賛成の御意見として承ります。	

○提出意見数：3件